

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月

ねんきん特別便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。国民年金に加入した時点で、時効のため納付できない期間があることを知り、それ以降は時効にならないよう注意して保険料を納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成9年8月分と一緒に納付したと主張しており、事実、オンライン記録により、申立期間を除く平成7年3月から同年8月までの保険料については、いずれも時効直前で過年度納付されており、その収納年月日はいずれも、9年4月から同年7月までの期間及び同年9月の保険料が現年度納付された収納年月日の直前であることが確認できるところ、申立人が9年8月分の保険料を同年同月20日に現年度納付している事実が確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く平成7年3月以降の国民年金保険料を全て納付している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した時期に同居していた申立人の両親は、当該期間の保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年2月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年2月1日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月9日から27年2月1日まで

私の夫は、申立期間も含め継続してA社又はその系列事業所に勤務していたはずであり、昭和45年の定年退職時には、勤続28年としての感謝状をもらっているのので、申立期間の記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された感謝状の内容から、A社は、申立人が申立期間において、同事業所又はその系列事業所に勤務していたことを、認めているところ、その系列事業所の一つであるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名、かつ同一生年月日で厚生年金保険記号番号も同一であり、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険加入記録(昭和26年2月1日資格取得、同日資格喪失)が確認された。

また、上記の厚生年金保険加入記録は、資格取得日と同日の昭和26年2月1日に資格喪失となっているものの、資格喪失日より後の同年5月1日付の月額変更の記録が記載されており、資格取得日と同日の資格喪失は考え難いこと、及び申立人は上記のとおり、A社及び系列事業所に継続して勤務していることが認められるところ、27年2月1日にA社において資格を取得していることから、B社における資格喪失日を記載する際、「27年」とするべきところを誤って「26年」としたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 26 年 2 月 9 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し（26 年 2 月 1 日から同月 9 日までの厚生年金保険加入記録の重複については、加入期間に影響しないため、既存の記録を優先する。）、27 年 2 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 26 年 2 月及び同年 5 月の記録から、8,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年7月1日に、資格喪失日に係る記録を41年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万円、申立期間③の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から35年2月1日まで
② 昭和37年7月1日から同年10月1日まで
③ 昭和41年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、B社（現在は、C社）に勤務していた申立期間①及びA社に勤務していた申立期間②及び③について、加入記録が無いことが判明した。

各事業所は事業主が同一の系列会社であり、各申立期間について継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、労働局に照会したところ、申立人はA社において、昭和37年6月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、41年3月31日に離職した旨の回答が得られた。

また、C社に照会したところ、事業主から、申立人について、グループ会社内で勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間が生じるはずはないことから、被保険者資格の得喪に係る手続の際、事務的な誤りがあった旨のほか、退職したわけではないため、保険料は控除されていたと思う旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和37年10月及び41年2月の記録から、申立期間②を2万円、申立期間③を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から届出を誤った旨の回答が得られことから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和37年7月から同年9月までの期間及び41年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（申立期間③については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人がB社に勤務していたことは、C社から提出された「人事記録」により確認できる。

一方、C社の事業主から、申立人について、当時の給与関係の資料は保存されていないものの、入社した当初は、厚生年金保険には加入させていなかったと思う旨の回答が得られた。

また、当該期間にB社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した11人に照会したところ、6人から回答が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

このほか、当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は昭和47年5月13日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年12月31日から47年5月13日まで
② 昭和47年5月13日から49年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和46年12月31日から49年10月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 労働局に照会したところ、申立人のA社における雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和41年8月1日、離職年月日が平成4年12月28日である旨の回答が得られた。

2 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用を受けなくなった日である昭和46年12月31日より後の47年5月13日に、申立人に係る被保険者資格喪失届が社会保険事務所（当時）に提出され、申立人は、46年12月31日に遡及して、被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該被保険者名簿により、申立人と同様、遡及して被保険者資格を喪失している者が、申立人のほかに11人（役員3人を含む。）いることが確認できる。

一方、前述のことから、A社には、申立期間①において、適用事業所の要件を満たす5人以上の従業員が在籍していたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について昭和46年12月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①における資格喪失日は、社会保険事務所における記録訂正処理日と同日の47年5月13日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿における資格喪失処理前の記録から、8万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②について、代表取締役から、申立人の給与から申立期間②に係る厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所に納付していた旨の証言が得られたものの、証言が曖昧であり、いつの時期に係る控除及び納付であるのか判然としない。

また、昭和47年5月13日以後、49年10月1日にA社における被保険者資格を再取得するまで、継続して勤務していた同僚5人のうち、存命中で連絡先が判明した3人に照会したものの、申立期間②における厚生年金保険料の控除についての具体的な証言は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立人は、昭和48年以降に国民年金の加入手続を行い、申立期間②のうち、49年1月から同年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和40年3月16日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和40年3月16日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月11日から同年3月16日まで
② 昭和40年3月16日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和40年3月11日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社には昭和36年3月16日から継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、A社において、昭和36年3月16日に雇用保険被保険者資格を取得し、平成4年2月20日に離職した旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間①及び②に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された「労働者名簿」により、申立人は昭和40年3月16日に同社B工場から同社C工場に異動していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票（昭和40年分）に記載されている社会保険料の金額を検証したところ、当該額は、申立期間②の

厚生年金保険料が控除されていたとして仮定した年間の社会保険料控除額とおおむね一致することから、申立人は、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、A社に照会したところ、当時の事務担当者が、同社B工場における被保険者資格喪失日を昭和40年3月16日とすべきところ、誤って同年3月11日で届け出てしまった旨のほか、同社C工場における被保険者資格取得日を同年3月16日とすべきところ、誤って同年4月1日で届け出てしまった旨の回答が得られた。

また、A社から、申立人は継続して勤務していたことから、申立期間②の厚生年金保険料が控除されていたと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険の資格喪失日は昭和40年3月16日であると認められるとともに、申立人は、申立期間②において、同社C工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年4月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間②当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあった旨の回答が得られたことから、事業主は申立人のA社C工場における資格取得日を昭和40年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和25年8月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月7日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C事業所に勤務していた期間のうち、昭和25年8月7日から同年9月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和25年4月1日に入社してから55年4月に退職するまで、継続してA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から、申立人は、A社に昭和25年4月1日に入社し、55年4月14日に同社を退職したとする在籍証明書が提出されるとともに、B社の代理人であるD社の回答から、申立人は、申立期間においてA社C事業所に在籍し、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和25年9月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社から提出されたA社C事業所勤務に係る申立人の「厚生年金保険個人カード」により確認できる厚生年金保険被保険者資格取得日が、オンライン記録の資格取得日と同日の昭和25年9月1日であることが確認できる

ほか、D社から、何らかの理由により事務処理を誤った旨の回答が得られたことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

申立期間①及び上記訂正後の申立期間②に係る標準報酬月額について、当該期間のうち、平成8年5月は32万円、同年6月は26万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は34万円、同年10月は22万円、同年12月は34万円、平成9年1月は30万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は28万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、平成10年1月は28万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は41万円、同年6月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年8月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月15日から10年4月1日まで
② 平成10年4月1日から同年7月13日まで
③ 平成10年7月13日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成8年4月15日から10年7月13日までの期間の標準報酬月額が、

受け取った給与の金額と大きく相違している旨の回答を受けた。このため、申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額記録を厚生年金保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

また、平成10年7月13日以降も継続して勤務しており、同年7月分の給与から厚生年金保険料が控除されていた。このため、申立期間③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、オンライン記録では、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日と同日の平成10年7月13日付けで、同年4月1日に遡及して訂正され、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に照会したところ、給与計算や社会保険関係等の担当は代表者が行っており、標準報酬月額の引下げを社会保険事務所の職員の指導のもとに行った旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間①及び②について、申立人から提出された給与明細書（平成8年5月分から同年10月分まで及び同年12月分から10年6月分まで）により、平成8年5月から同年10月、同年12月及び9年1月、同年3月から10年6月の給与から控除されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額（申立期間②については、上記訂正後の標準報酬月額。以下同じ。）より高い額に対応する額であることが確認できるほか、同記録上の標準報酬月額より高い額の給与を受けていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び上記訂正後の申立期間②に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる給与総支給額又は

保険料控除額から、平成8年5月は32万円、同年6月は26万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は34万円、同年10月は22万円、同年12月は34万円、平成9年1月は30万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は28万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、平成10年1月は28万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は41万円、同年6月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②のうち、平成8年4月については、申立人から提出された給与明細書により、厚生年金保険料の控除を確認できないことから、同年4月に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

また、給与明細書が保管されていない平成8年11月については、保険料控除の事実を確認することができないところ、申立期間①及び②を通じて給与総支給額及び保険料控除額が大幅に変動していることから、給与総支給額及び保険料控除額を推認することができないため、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

さらに、平成9年2月については、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、A社は平成10年7月13日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同社は当該期間において、法人事業所であり、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

したがって、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年8月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月31日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和63年10月31日から同年11月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和63年10月31日まで間違いなくA社に勤務しており、給与から同年10月の厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書もある。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和63年11月分の給与明細書により、申立人は、昭和63年10月31日までA社に勤務し、同年10月の厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和63年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料

について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月及び同年9月は9,000円、同年10月は8,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月31日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和34年8月31日から同年11月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和34年9月頃にA社B工場から同社C工場へ異動したものの、途中で退職したということではないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、A社B工場において、昭和33年6月14日に雇用保険被保険者資格を取得し、44年6月10日に離職した旨の回答が得られたことから、申立期間も含め、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存していないものの、申立人について、転勤の際、一度解雇し、再雇用したとは考え難く、申立期間を含め、A社に正社員として継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えられる旨の回答が得られた。

さらに、A社は、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所になった昭和34年11月1日より前の期間について、同社同工場は操業準備期間に当たるため、申立人は同社B工場に所属し、同社C工場に出張勤務していたと考えられる

としている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和33年10月及び34年10月の記録から、同年8月及び同年9月を9,000円に、同年10月を8,000円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しかたか否かについては、A社は、申立人に係る被保険者資格の得喪手続において、A社に何らかの手続不備があった旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所（当時）へ申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年8月から同年10月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から60年3月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和58年12月から60年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和58年12月に退職後、A市区町村役場において、国民年金の加入手続を行った。

申立期間については、父が自宅に来た集金人に継続して国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年12月の退職直後、国民年金の加入手続を行い、申立人の父が、申立期間の国民年金保険料を継続して納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、60年8月13日以降であると考えられることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の父は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から同年9月までの期間及び同年12月から平成2年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年2月から同年9月まで
② 昭和63年12月から平成2年4月まで

ねんきん特別便が届き、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。平成2年頃、国民年金の加入手続を行った際に、25か月の未納期間があり、その時点で24か月しか遡って納付できないことを知り、1か月分の保険料が納付できない事実を確認し、A市区町村役場において14万7,000円くらいを一括で納付したことを覚えている。

このため、両申立期間保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の満20歳到達日の1号被保険者の国民年金手帳記号番号から、平成3年8月以降と考えられ、この時点では、申立期間①及び申立期間②の一部については時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録によると、平成4年6月11日に過年度納付書が作成されており、事実、申立人は、2年5月から3年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、納付書作成時点で時効未到来であった保険料のみ過年度納付したと推認できる。

さらに、申立人は、平成2年頃、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、A市区町村を管轄するB社会保険事務所（当時）の記号である「*」となるべきであるにもかかわらず、C社会保険事務所（当時）管内の市区町村に払い出される「*」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から同年6月までの期間、63年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和61年3月から同年6月まで
②昭和63年3月及び同年4月

ねんきん特別便を確認したところ、昭和61年3月から同年6月までの期間、63年3月及び同年4月の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間については、それぞれ会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の満20歳到達日の強制加入者の国民年金手帳記号番号から、平成7年12月24日以降と考えられ、この時点では、両申立期間については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、20歳以降において、会社を退職後にそれぞれ国民年金に加入したと主張しているが、オンライン記録により、平成8年2月13日に厚生年金保険被保険者資格記録が追加されたことに伴い、申立人の国民年金被保険者資格について、昭和61年7月21日の資格喪失日、63年3月1日の資格取得日及び同年5月1日の資格喪失日が追加されていることが確認できることから、申立内容に矛盾がある。

さらに、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成7年12月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、両申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から59年3月まで
ねんきん特別便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和51年12月頃にA市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、その後、市区町村の役員を通じて保険料を納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金被保険者台帳管理簿により、昭和60年2月28日以降と考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、159万6,000円を納付したと主張しているが、仮に、申立人が申立期間の保険料を納付期限内に納付した場合の金額は約33万円であり、申立人が主張する金額と大きく乖離する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年11月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和41年1月から43年11月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。

国民年金に加入した時期は覚えていないが、A市区町村役場において国民年金の加入手続きを行い、妻が納税組合を通じて、夫婦二人分の申立期間の保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A市区町村役場において国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、仮に、申立期間当時に国民年金の加入手続きを行った場合、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「*」であるが、この記号による国民年金手帳が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日により、昭和45年9月22日であると考えられ、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納期間が複数存在し、その妻についても国民年金加入期間に複数未納期間が存在することから、必ずしも、申立人及び申立人の妻の保険料の納付意識が高かったとは言い難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から51年5月まで
年金事務所に照会したところ、昭和50年7月から51年5月までの国民年金保険料の納付記録がなかった。厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、A市区町村役場B支所に母と一緒に行って国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同支所で納付したはずである。
このため、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、「国民年金に初めて被保険者となった日昭和51年6月30日」と記載されており、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿における申立人の国民年金被保険者資格取得年月日も一致していることから、申立人は、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、当初、昭和50年7月から同年9月の間に申立人の母と一緒にA市区町村役場B支所に行って、国民年金の加入手続きを行ったと主張していたが、当委員会の調査段階において、加入手続きを行った時期を51年6月頃に変更しており、事実、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が所持する国民年金手帳に記載されたとおりであるとともに、保険料の納付時期は覚えていないなど、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について、その記憶が曖昧である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年11月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和43年4月から50年11月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和54年2月末に退職後、国民年金に加入した際に、特例納付制度について知り、母がお金を出してくれたため、A市区町村役場において、申立期間の保険料22万円ないし23万円を特例納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、22万円ないし23万円納付したと主張しているが、仮に、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の納付金額と大きく相違する。

また、申立期間の国民年金保険料を用意したとする申立人の母は既に他界しているため、当時の具体的な保険料額相当の金額の工面状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市区町村役場において納付したと主張しているが、同市区町村役場に照会したところ、同市区町村役場において特例納付保険料を収納することは無いとの回答を得られたことから、申立人の主張には、矛盾が認められる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年10月まで
ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、平成4年2月から5年10月までの国民年金保険料が未納とされていた。

平成7年7月に会社を辞め、同年10月頃に厚生年金保険から国民年金保険に切替えのため、A市区町村役場へ行き手続を行った際、20歳からの未納期間の保険料を納付するようと言われたので、父にお金を借りて、申立期間の保険料を遡って一括納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号及び納付記録から平成7年10月以降と考えられるところ、収納リスト（年金用）兼検認票及びオンライン記録により、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成7年7月から8年2月の保険料を7年12月26日に現年度納付し、申立期間直後の5年11月から6年2月の保険料を時効直前に過年納付していることが確認できるが、加入時点において、申立期間については、時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、平成7年10月頃に、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、この時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間については、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も明らかでなく、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から59年3月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和53年6月から59年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間については、A市区町村役場において、私の母が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと言っている。

このため、申立期間の、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和60年11月22日から同年同月27日までの間と考えられ、この時点では、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間について、申立人の母が国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号については、申立期間当時の居住地を管轄するB社会保険事務所（当時）において払い出される「*」となるべきであるが、申立人の国民年金手帳記号については、C社会保険事務所（当時）管内の市区町村に払い出される「*」であり、当該社会保険事務所が設置されたのは昭和60年3月であることから、申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続きに直接関与しておらず、申立人の母も具体的な記憶は無いため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和61年11月の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の国民年金保険料を納付するこ

とはできない。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和51年3月頃、税金の申告のため、A税務署に行った時、税務署の女性に国民年金の加入手続をするように勧められ、B市区町村役場の出張所まで連れて行かれ、半ば強制的に国民年金の加入手続をさせられた。国民年金加入と同時に、1年分の保険料を一括納付し、後日、市区町村役場の出張所で残りの保険料を納付したと記憶している。

このため、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月頃、B市区町村役場の出張所において国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、1年分の保険料を一括納付し、残りの保険料については、後日納付したと主張しているところ、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和52年1月8日から同年同月10日の間であると考えられ、この時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人から提出された、当時、B市区町村役場から申立人に郵送された封筒（写）には、「国民年金手帳在中」の文字と「昭和52年1月19日」の日付が確認でき、申立人の国民年金加入時期と符合することから、昭和51年3月頃、国民年金の加入手続をしたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人の国民年金被保険者名簿によれば、昭和52年1月19日に納付書が発行され、同年同月に51年4月から52年3月までの国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立人はこの納付に関する記憶を混同しているものと思われる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1354

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 45 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 45 年 3 月末の退職日に受け取った給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された元事業主の妻（元社会保険担当者）が作成した在職証明書によると、申立人は、昭和43年3月1日から45年3月31日までの期間にA社に勤務していたとされている。

一方、元事業主の妻は、当時の状況や申立人の主張を信じて、平成22年3月1日に上記在職証明書を作成したものの、申立人の退職時期及び社会保険の事務手続についての記憶は無いため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用については分からないとしている。

また、A社における厚生年金保険被保険者資格を有している同僚3人に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうちの1人から、自身が入社した昭和45年3月初旬に申立人は在職していたものの、申立人が退職した時期は、年度末ではなく3月半ばだった記憶がある旨の証言が得られた。

さらに、A社に訪問調査を行ったところ、申立期間当時、B税務署に提出した使用人名簿及びC都道府県税理士協同組合に提出した使用人名簿（昭和45年4月1日現在の当該名簿は残存しない。）が残存しているものの、申立人の退職日については確認できず、このほか残存している当時の資料のうち、申立人の退職日及び厚生年金保険の適用について確認できる資料は無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期

間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1355 (事案 732 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 10 日から 34 年 7 月 17 日まで
A社B工場構内で部品を製造していたC社又はD社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認められなかった。
今回、申立期間に係る新たな資料として、申立期間当時の写真を提出するほか、新たに同僚の名前を挙げるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が主張する所在地に、「C社」及び「D社」の商業登記簿は確認できないこと、「C社」に名称が類似する厚生年金保険の適用事業所があるものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳に申立人の名前は見当たらないこと、オンライン記録により「D社」を含む名称の適用事業所を検索した結果、申立期間中に該当していた事業所は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、申立期間に係る新たな資料として、申立期間当時の写真が提出されるとともに、新たに同僚の名前が挙げられたことから、照会を行ったが、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚全員から、自身は正規職員としてA社に勤務していたことがある旨の回答が得られたほか、申立期間後に、申立人は同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社に照会したところ、同社人事部から申立人に係る「職歴名簿」が提出され、当該資料によると、同社に入社する以前の職歴についての記載があり、申立人は申立期間に「E社」に勤務していたことが確認できる。

このことから、「E社」について調査したところ、オンライン記録による

適用事業所の検索結果では、該当する適用事業所は見当たらない上、類似の名称の事業所として、「F社」1社があることが判明したものの、既に同事業所は適用事業所ではなくなっているほか、被保険者資格を有する者（事業主を含む。）はいずれも連絡先不明のため、照会することができない。

また、申立期間に係る「F社」における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1356

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月から 32 年 4 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 30 年 1 月から 32 年 4 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 30 年 1 月以降、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、「A社」及び類似の名称を含む厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立期間に「A社」及び「B社」が適用事業所であったことが確認でき、申立人が名前を挙げた同僚の名前を、両事業所又はどちらかの事業所における被保険者として確認できたことから、申立人が申立期間に勤務していた主張する申立事業所は、両事業所又はどちらかの事業所であったものと考えられる。

2 一方、「A社」は、昭和 31 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、33 年 11 月 1 日に同保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先も不明のため、当時の状況を確認することができない。

また、「A社」が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 31 年に厚生年金保険被保険者資格を取得した 17 人（申立人が名前を挙げた 2 人を含む。）のうち、連絡先が確認できた 4 人に照会したところ、2 人から回答が得られたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、「A社」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

3 「B社」は、昭和 30 年 6 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当し

なくなっており、事業主の連絡先も不明のため、当時の状況を確認することができない。

また、昭和 30 年 1 月から同年 6 月 15 日までの期間に「B 社」において被保険者資格を有していたことが確認できる 15 人（申立人が名前を挙げた 5 人のうち、3 人を含む。）のうち、連絡先の確認できた 1 人から回答が得られたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、「B 社」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人及び申立人が名前を挙げた二人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 4 このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月から同年9月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた昭和29年2月から同年9月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、A社B営業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B営業所に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。一方、A社に照会したところ、同社B営業所及び申立人に係る書類が現存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用については、不明である旨の回答が得られた。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、i) 申立期間前に被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、存命中で連絡先が判明した昭和生まれの者2人、ii) 昭和29年1月から同年6月までに被保険者資格を取得し、存命中で連絡先が判明した昭和生まれの者10人の計12人に照会したところ、7人から回答が得られ、そのうちの2人から、申立期間当時、同社では、入社後約6か月ないし1年間の試用期間があり、その後、本採用となってから従業員を厚生年金保険に加入させていたと思う旨の証言が得られた。

さらに、同僚の証言から申立期間当時の社会保険事務担当者が判明したものの、連絡先不明のため、照会することができない。

加えて、申立期間に係るA社B営業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期

間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。